

議第73号

令和元年度滋賀県水道用水供給事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 令和元年度滋賀県の水道用水供給事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入および支出)

第2条 収益的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 水道用水供給事業収益		千円 5,089,100	千円 86,442	千円 5,175,542
	1 営業収益	4,799,110	41,754	4,840,864
	2 営業外収益	289,990	44,688	334,678

支 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 水道用水供給事業費用		千円 4,455,600	千円 △ 114,906	千円 4,340,694
	1 営業費用	4,138,466	△ 214,401	3,924,065
	2 営業外費用	317,134	99,495	416,629

(資本的収入および支出)

第3条 資本的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

(補正後の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 1,654,679千円は、減債積立金 746,586千円、過年度分損益勘定留保資金 855,394千円ならびに消費税および地方消費税資本的収支調整額52,699千円で補填するものとする。)

収 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 資本的収入		千円 105,000	千円 8,010	千円 113,010
	1 補助金	105,000	8,010	113,010

支 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 資本的支出		千円 1,999,000	千円 △ 231,311	千円 1,767,689
	1 建設改良費	1,214,927	△ 223,478	991,449
	3 固定資産購入費	37,486	△ 8,112	29,374
	4 補助金返還金	-	279	279

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第4条 議会の議決を経なければ流用することができない経費の金額を、次のとおり補正する。

科	目	補正前の額	補 正 額	計
職 員 給 与 費		千円 490,464	千円 20,510	千円 510,974
	交 際 費	25	△ 10	15

上記の議案を提出する。

令和2年3月12日

滋賀県知事 三 日 月 大 造